

サイバーセキュリティ人材の育成に関する施策間連携ワーキンググループ
(仮称) の設置について

平成 29 年 3 月 10 日
普及啓発・人材育成専門調査会会長決定

- 1 サイバーセキュリティ人材の育成に関する施策間連携等について検討するため、普及啓発・人材育成専門調査会の下に、サイバーセキュリティ人材の育成に関する施策間連携ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、サイバーセキュリティ人材の育成に関する具体的な施策間の連携策やカリキュラムの在り方等について、調査検討を行う。
- 3 WGの委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 WGに主査を置く。WGの主査は、その委員の互選により決する。
- 5 WGの主査は、必要があると認めるときは、WGの委員以外の者に対し、WGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 WGの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 WGは、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGの主査が定める。